

国不動第 570 号
国水水第 482 号

令和 8 年 3 月 26 日

不動産業界団体の長 殿

各 { 都道府県 } 水道行政担当部（局）長 殿
 { 市 }
各国土交通大臣認可水道事業者 殿

国土交通省不動産・建設経済局 不動産課長
国土交通省水管理・国土保全局 水道事業課長
（ 公 印 省 略 ）

宅地建物取引業者による水道管理図の取得について

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）においては、宅地又は建物の購入者等の利益を保護し、並びにその流通の円滑化を図るため、宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 3 号の宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）に対し、同法第 35 条の規定による重要事項の説明等の義務を課している。

固定資産課税台帳の閲覧や評価証明書の取得については、国不動第 43 号（別添 1）、国不動第 569 号等（別添 2）により、不動産・建設経済局から不動産業界団体に対しその取り扱いについての周知がなされたところである。これを踏まえ、不動産・建設経済局及び水管理・国土保全局において、宅地建物取引業者が行う、重要事項の説明等のための物件調査において必要となる水道管理図の取得に際し、同様の対応ができる旨を確認したので周知する。

各都道府県におかれては、本通知について、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者に周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものである。

- 別添 1 宅地建物取引業者による固定資産課税台帳の閲覧及び評価証明書の取得について（照会）（令和 6 年 8 月 5 日付け国不動第 43 号）
宅地建物取引業者による固定資産課税台帳の閲覧及び評価証明書の取得について（令和 6 年 8 月 8 日付け総税固第 49 号）
- 別添 2 地方公共団体において電子媒介契約書に宅地建物取引業者の依頼者による電子署名が行われていることを確認する方法について
（令和 8 年 3 月 26 日付け国不動第 569 号）

（以上）